

議案第五〇号

三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議
決を求める。

昭和四十六年四月二十六日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年四月廿六日

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号及び第六号中「二万四千円」を「二万七千円」に改める。

第六条第二号中「二万四千円」を「二万七千円」に、「四万円」を「四万六千円」に改める。

第二十条第三項中「四万円」を「四万六千円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に改める。

第二十二條第二項の表中「四万円」を「四万六千円」に、「五万円」を「五万九千円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に改める。

附則第四項の次に次の一項を加える。

5 当分の間第二十条第三項中「四万六千円」とあるは「五万九千円」と、「二万七千

円」とあるは「三万四千円」とし、

第二十二條第二項中の表中

町営住宅の種類	入居者の収入	倍率
第一種町営住宅	四万六千円をこえ五万九千円以下の場合 五万九千円をこえる場合	〇、二 〇、四
第二種町営住宅	二万七千円をこえ四万六千円以下の場合 四万六千円をこえ五万九千円以下の場合 五万九千円をこえる場合	〇、三 〇、五 〇、八

とあるは

町営住宅の種類	入居者の収入	倍率
第一種町営住宅	五万九千円をこえる場合	〇、四
第二種町営住宅	三万四千円をこえ五万九千円以下の場合 五万九千円をこえる場合	〇、三 〇、八

とする。

附 令の別表
この条例は昭和四十六年四月一日から適用する。